

# 本県の情報モラルの現状分析とその対応

情報教育チーム

## I 実践の趣旨

児童生徒が巻き込まれるインターネットに関するトラブルは多様化、低年齢化してきている。中でも携帯電話に端を発した「メール」「掲示板」「ブログ・プロフ」に関する問題は増加傾向にある。

例年、県内全校を対象に実施している「福島県の情報教育の実態等に関する調査」(以下、情報教育実態調査)でもこれらの問題が増加し、平成16年～18年度までは概ね70%の学校が「ICTに関する問題がなかった」と回答していたが、平成19年度は63.4%に減少した(図1)。

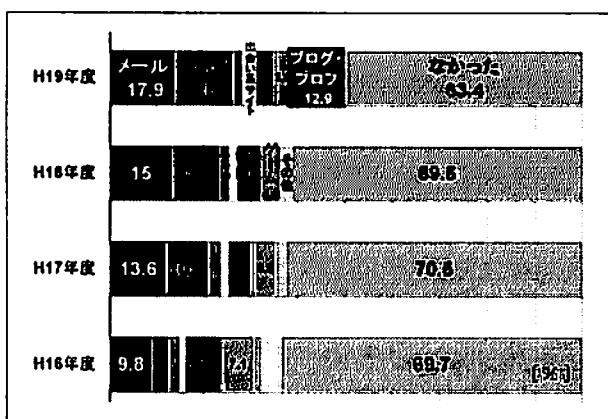


図1 年度別に発生したICTに関する諸問題

特に、中学校での増加が著しく、ICTに関する問題の発生がなかったと回答した割合は、例年50%程度であったものが、平成19年度は約34%と大きく減少している(図2)。

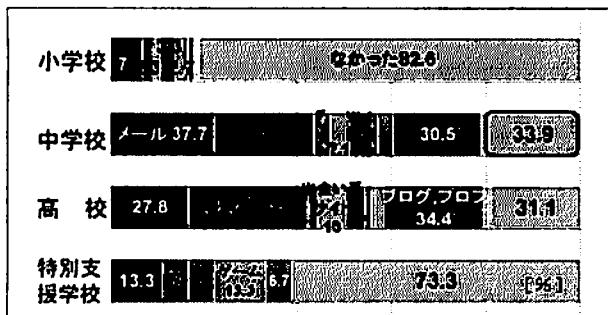


図2 平成19年度に発生したICTに関する問題

そこで本チームでは平成20年2月に「携帯電話とインターネットに関する調査」を実施し、例年実施

している「情報教育実態調査」と併せて、本県の児童生徒が直面している携帯電話の利用現状と問題点を浮かび上がらせた。また、これらの分析に基づく問題点の明確化と対応策をまとめた教材及び指導資料を作成・配付して、各学校の児童生徒及び保護者に予防的指導をすることが携帯電話に関する問題の増加防止につながると考え、この実践に取り組んだ。

## II 実践の概要

### 1 調査・分析と問題の明確化

#### (1) 携帯電話とインターネットに関する調査より

県内の小学校16校、中学校15校、高等学校14校の計45校を抽出し、小学6年生・中学2年生・高校1年生の各1クラスを対象に、携帯電話の所持や使用状況、インターネットの利用状況について、1,510組の児童生徒・保護者に無記名アンケートを行った。

今回の調査での有効回答率は、児童生徒が100%、保護者でも86.8%と高く、信頼性が高い。

#### ① 児童生徒の携帯電話の所持実態

##### ア 携帯電話の所持実態

小学6年生では5人に1人(21.2%)、中学2年生では3人に1人(35.8%)、高校1年生では97.4%もの児童生徒が携帯電話を所持していた。

小学6年生までに携帯電話を所持した割合は、平成15年度は全生徒数の6.7%、平成17年度は9.1%だったものが、平成19年度は21.2%と急増し、携帯電話がこの2年ほどで急速に小・中学生へ

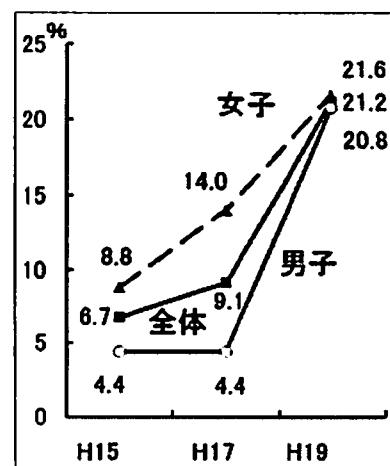


図3 小6までの携帯電話所持率

浸透し始めたことが分かる。

また、平成19年度では、男子の携帯電話所持率が急増していることが目立った（図3）。

#### イ 高まる携帯電話への興味・関心

メールの使用を主な目的として携帯電話を入手した者は、学年の進行につれ増加していた。また、どの学年でも男子より女子の割合が高かった（図4）。

小学6年生の段階でも女子の23.3%、男子の11.3%がメールを目的として携帯電話を購入していることから、小学校の段階からメール等の文字だけによるコミュニケーションの性質を理解させ、正しい使い方を指導する必要がある。

#### ② 児童生徒の携帯電話の使用状況

##### ア 携帯電話の使用状況

1日に2時間以上にわたり携帯電話を利用する者の割合は、学年が進むにつれ大幅に増えていた。5時間以上利用する者の割合は、中2女子では全生徒の8.8%、高1男子では12.1%、高1女子にいたっては20.8%（実に全女子生徒の5人に1人）にも上っている（図5）。

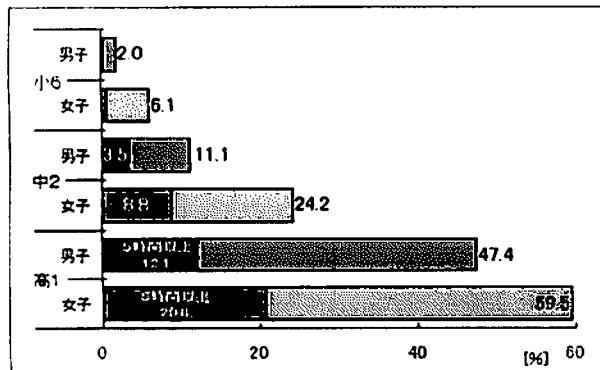


図4 メール利用目的の購入割合  
(全児童生徒比)

携帯電話所持者の多くが、学年が進むにつれ、多くの時間を浪費し、携帯電話に振り回されている実態が浮き彫りになった。

1日に20回以上メールの送受信をする児童生徒の割合も、携帯電話の長時間使用と同じ傾向を示しており、メールの送受信が長時間使用の一因であると考えられる。

中でも、1日に50回以上も送受信する児童生徒は、中2女子で全生徒の8.8%、高校1年生では男女とも20%を越えることが分かった（図6）。

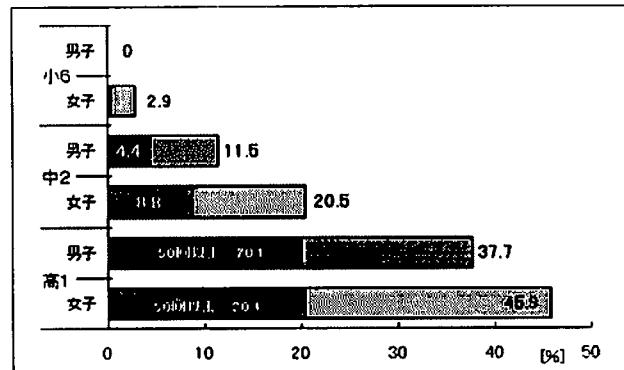


図6 1日20回以上メールの送受信をする割合  
(全児童生徒比)

メールの利点は、時間の制約を受けずに送信できることにある。しかし、子どもたちはメールの返信時間の短さが、互いの絆の強さの指標であるといった誤った認識を持ってしまっている。この誤認が、何度もメールの送受信を繰り返させ、時間を浪費させていると考えられる。

以上の結果から、児童生徒にメールの長所・短所を正しく理解させ、適正な利用ができるよう指導する必要があることが考えられる。

##### イ 保護者と児童生徒の意識のずれ

保護者が携帯電話を買い与えた第一の理由は、塾や習い事、部活動等の送迎など家族と連絡を取ることで、どの学年でも半数近くを占めている（図7）。

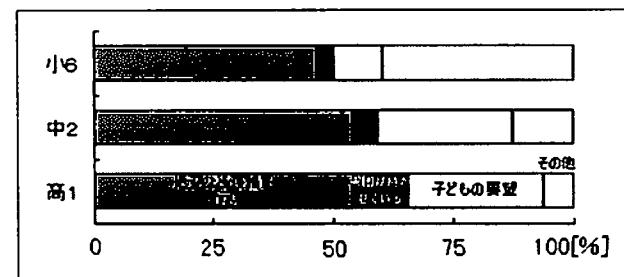
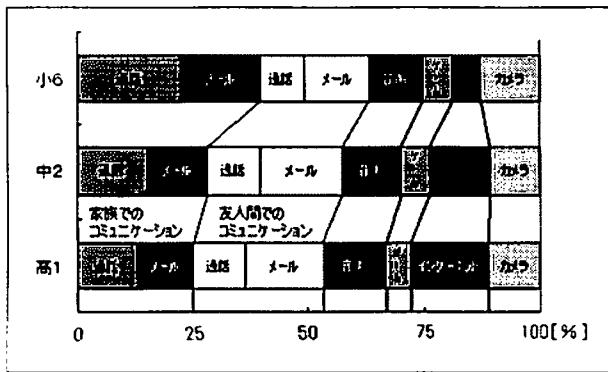


図7 保護者が携帯電話を持たせた理由

これに対し、児童生徒の携帯電話の利用状況は、子どもの成長とともに、家族間での通話やメールの利用が減少している。友人間での通話やメールの割

合は、どの学年でも変わらなかった。

つまり、児童生徒は携帯電話を、主に音楽やゲームのダウンロードや、インターネットへの接続などインターネットの端末として利用している実態が明らかになった（図8）。



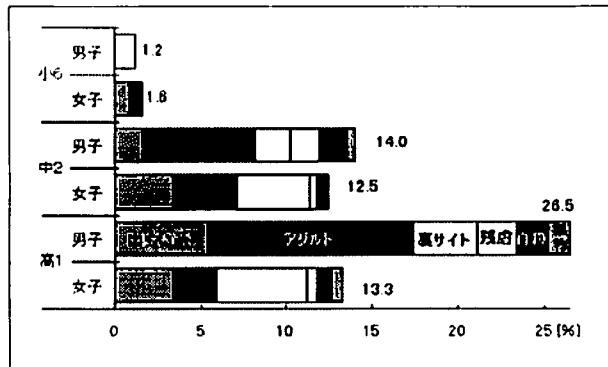
単に電話として携帯電話を持たせた親の目的と、子どもたちのインターネット端末としての利用実態にそれが生じていることを、保護者が認識していないことが問題である。

携帯電話については、保護者に子どもたちの利用実態と問題点を十分に理解させた上で、必要性を考えてもらうことが大切である。やむを得ず必要な場合は、家庭内できちんと使用方法について話し合い、そのルールに基づいて使用させるよう、保護者に働きかけていかなければならない。

#### ウ 有害サイトへのアクセス状況

携帯電話等所持者の有害サイトへのアクセス状況は、中学2年生が約8人に1人（13.1%）、高校1年生が約5人に1人（19.3%）と高い割合を示していた。

特に高1男子では、約4人に1人が「有害サイト」を閲覧していた（図9）。



有害サイトアクセス者の中で、アダルトサイトを見たことがある生徒は、中2男子が22.8%、高1男子が85.6%にも上っている。また、中2女子や高1女子もアダルトサイトへアクセスしていることが分かった。実際にアダルトサイトへアクセスし、氾濫する不適切な情報に触れていると考えられる。

「学校裏サイト」には、女子のアクセスが多かった。有害サイトを見たことがある者のうち中2女子の21.4%、高1女子の68.4%がアクセスしており、男子の2倍以上の割合だった。

#### エ 携帯電話利用者が遭遇するトラブル

##### ○ トラブルの概要

携帯電話所持者が遭遇したトラブルは「迷惑メール」「身に覚えのない料金請求」「出会い系サイト」の三つがほとんどを占めていた（表1）。

最も多かった「迷惑メール」は、学年や性別を問わず一定の割合で被害者がいることから、「迷惑メール」が無作為に送りつけられて、子どもたちを不安にさせていると考えられる。

次いで「身に覚えの無い料金請求」が多かったが、これは架空請求詐欺だ。

		迷惑メール	架空請求詐欺	出会い系サイト
学年	性別			
小6	男	3.8 %	3.8 %	0 %
	女	23.3 %	1.7 %	1.7 %
中2	男	14.1 %	1.4 %	1.4 %
	女	19.3 %	4.5 %	0 %
高1	男	13.1 %	12.1 %	1.7 %
	女	11.9 %	7.0 %	0.7 %

請求詐欺に 分類されるもので、中2女子の4.5%、高1男子の12.1%、高1女子の7.0%が、突然の料金請求に悩んでいた。

電子消費者契約法では、インターネット上の契約には内容の確認画面と複数の確認操作が必要である。これらの操作がない場合は契約は成立せず、このようなメールは無視してよい。法的な部分も説明し、子どもたちを安心させることも必要である。

##### ○ 悪口や誹謗中傷のメール

携帯電話所持者が「悪口・陰口メール」を送受信したり、目にする機会が学年が進むにつれ増加し、女子にその傾向が強いことが分かった（図10）。

このようなメールは、いじめやけんかへの発展もあること。また、一度送信したメールは取り消しができないこと。悪口や誹謗中傷は罪に問われる場合

もあることも理解させなければならない。

更に、メールの内容については、受け取る人の立場に立って考える習慣を身に付けさせる「思いやり」の指導が必要である。

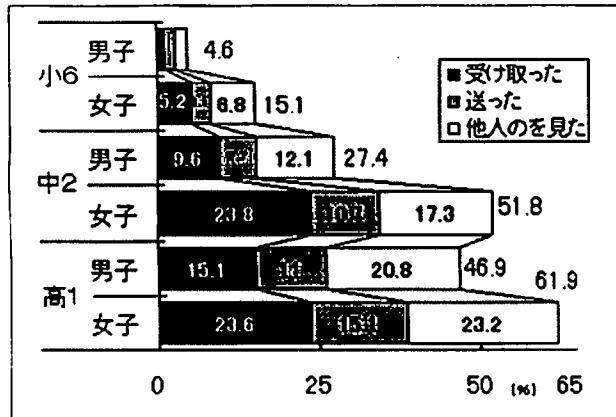


図10 悪口・陰口メールの現状

#### ○ 学校裏サイトや掲示板での問題

学校裏サイトや掲示板等への悪意ある書き込みは、男子に多かった。他人の心を傷つける書き込みの経験者は、小6男子で5.2%、中2男子で5.1%、高1男子が7.8%であった。また、書き込みをされた中2女子が10.7%と目立った（図11）。

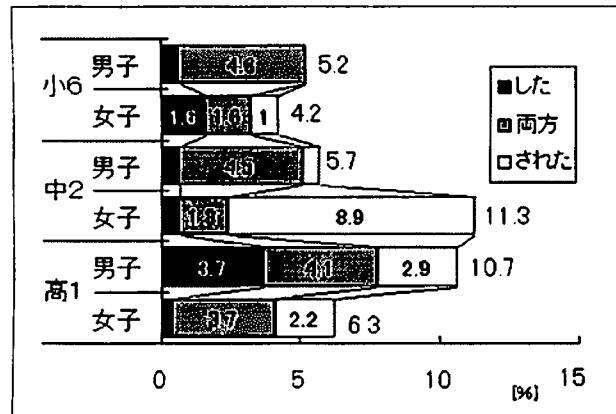


図11 裏サイトや掲示板への悪意ある書き込み

前述の②ウでの女子生徒の学校裏サイトへのアクセスが多いという結果に反し、書き込みは少なかった。中学2年生・高校1年生の女子は書き込まないまでも、学校裏サイトや掲示板等に興味があり、よく閲覧していると考えられる。

メールや掲示板等の文字だけのコミュニケーションでは表情や声の抑揚などの情報が欠如し、真意が伝わりにくい。また、はじめは注意していても徐々に感覚が麻痺してエスカレートしてしまい、感情的な書き込みをしやすい性質がある。このような

文字だけのコミュニケーションの性質を理解させた上で、ネットの向こう側にいる生身の人間を意識させる指導をしなければならない。また、すぐに送信ボタンを押さずに、内容を見直す習慣づけも大切である。

また、人を傷つけるような書き込みをした場合、書き込み主は簡単に特定されることを理解させることも問題の防止には有効である。

#### ○ 出会い系サイトでの問題

予想より多くの児童生徒が、「出会い系サイト」にアクセスしており（図9）、小6女子と中2男子からも「出会い系サイト」での被害の回答があった。

携帯電話の所持率から見て、高校1年生では全生徒の1.2%が「出会い系サイト」で何らかの被害に遭っていると考えられる。

また、高校1年生の約12人に1人が実際に「インターネット上だけの知人」と直接会っていた。メールや掲示板等の文字コミュニケーション上の人格は、いくらでもなりますことができる。見知らぬ者と会う危険性を十分認識させ、トラブルにいたらぬように指導しなければならない。

「出会い系サイト」に対しては警察の進める「見ない、書き込まない、絶対に会わない」の被害防止のスローガンを徹底しなければならない。

また、未成年が不正交際を誘引する書き込みも禁じられており、書き込みが取締対象となることを教え、興味本位の書き込みをさせないことも大切である。

#### ○ トラブルの相談相手

トラブルを解決するための相談相手は、学年が低いほど家族が多く、学年が進むと誰にも相談しない傾向が見られる。友達に相談する者は全学年とも4人に1人程度であった（表2）。

	家族	友達	先生	相談しない
小6	57.1 %	23.8 %	0 %	14.3 %
中2	34.3 %	25.7 %	2.9 %	25.7 %
高1	28.7 %	29.9 %	2.3 %	31.0 %

かった。教員

表2 トラブルの相談相手

も正しい知識を身に付け、対応法を把握して相談窓口を設けるなど、児童生徒から相談されるよう努力する必要がある。

また、学年が進むとともにトラブルも増加しており、それに対し、我が子に起きたトラブルを把握して

いない保護者が増えている実態も分かった（図12）。

トラブルに遭遇した場合、その解決が第一である。問題を隠さずに申し出て、解決に向けて大人の助けを借りることが一番だということを学校からも、保護者

からも児童生徒に徹底させていかなければならない。

### ③ 携帯電話等の適正な利用に向けて

#### ア 携帯電話等のフィルタリングサービス

フィルタリングサービス利用率は、すべての対象学年で低かった（図13）。

経年調査でないのと簡単に比べられないが、高校1年生になると15%以上の生徒がフィルタリングを外してしまうことも考えられる。

フィルタリングを導入しない理由として、中高生の半数以上が「見たいサイトが見られない」や、「音楽がダウンロードできない」を挙げた。

また、中高生の3割が「自分は有害サイトは見ないからフィルタリングは不要」と考えており、これが保護者が導入しない理由として最も多かった。

しかし、有害サイトへの誘導はいたる所にある。実際に携帯電話所持者の多くは有害サイトへアクセスし、迷惑メールや不正請求詐欺のトラブルに遭遇している。これを防ぐにはフィルタリングサービスによって、有害サイトへのアクセスを断つことである。

また、フィルタリングサービスも改善が進み、音楽やゲームのダウンロードができたり、子どもの発達段階に合わせて、フィルタリングの段階を選択できるようになっている。深夜から早朝にかけての携帯電話の使用を制限できるサービスもできている。

フィルタリングに加入していない場合は、直ちに加入させなければならない。現在加入している場合

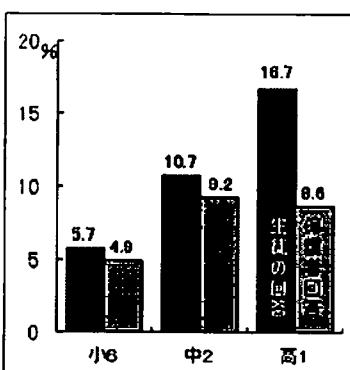


図12 携帯電話のトラブル把握

は、子どもの要求に負けてフィルタリングを解除しないよう保護者に働きかけなければならない。

併せて、「迷惑メールの受信拒否設定」をすることが有効である。サブアドレスからのメール、「なりすまし」メールの受信を阻止して、子どもたちを「ネットいじめ」などから守ることもできる。また、ハイパーリンク付のメールも拒否でき、個人情報取得や架空請求メール、出会い系やアダルトサイトへの勧誘メールも届かなくなる。

更に、今回の調査で、フィルタリングサービス利用者の携帯電話の使用時間は、フィルタリング未利用者よりも短い傾向が見られた（図14）。

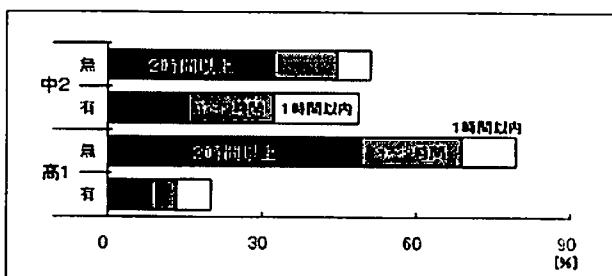


図14 フィルタリングの有無と携帯電話の利用時間

フィルタリングを導入している保護者は、携帯電話に関してある程度の知識があり、子どもに対し一定の指導が行なわれていることも考えられる。

このようにインターネットの危険性を認識して、家庭で決めたルールに基づいて携帯電話を使用することが、適正使用へつながるはずである。

#### イ ブログやプロフ開設に伴う危険性

自分のブログやプロフを持っている生徒は、持たない生徒に比べてトラブルに遭いやすい傾向が見られた。また、一般的なトラブル以外に、「いじめ」や「ストーカー被害」にも遭遇しているようだ。

知識が無いまま、流行に乗ってブログやプロフを開設することで、断片的に個人情報を書き込んでしまい、情報が統合されることで、被害に遭っているケースが多い。

掲示板やブログへの書き込みなど、児童生徒たちが相互に心を傷つけあう問題が起きていることから、ブログやプロフの立ち上げの時には、著作権や個人情報等に留意するだけでなく、情報発信には責任が伴うことをきちんと理解させなければならない。

## (2) 福島県の情報教育の実態等に関する調査より

この調査は、情報機器を活用した学習指導の推進と本教育センターの情報教育関係講座内容の充実・改善並びに情報教育に関する研究充実を図るために、県内すべての公立小・中・高・特別支援学校における情報機器の活用状況を平成12年度より実施しており、毎年100%の回答を得ている。

### ① 児童生徒の携帯電話の所持について

携帯電話の所持について、小学校では「特に決めていない」、中学校では「保護者へ所持させないように働きかけている」、高等学校では「制限している」が最も多く、校種による違いが目立った（図15）。

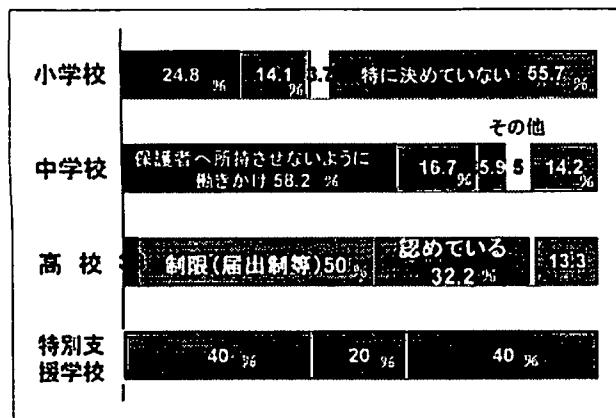


図15 児童生徒の携帯電話の所持実態

### ② 携帯電話の校内での利用について

携帯電話の校内での利用については小学校の52.7%、中学校の93.3%が禁止していた。

高等学校では、利用について届け出ることや登校後に携帯電話を預かること、校内では利用時間や利用場所を決めるなど一定の「制限」をつけて利用を認めている学校が61.1%と最も多く、禁止している学校は17.8%に過ぎなかった（図16）。

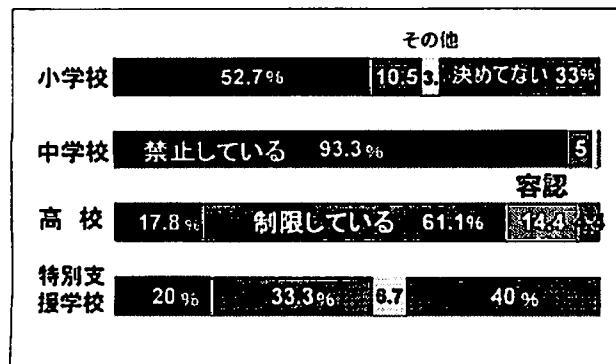


図16 携帯電話の校内での利用

平成21年1月30日付け20文科初第1156号「学校における携帯電話の取扱い等について（通知）」では、小・中学校における携帯電話の原則持ち込み禁止を求めている。小学校では47.3%の学校が携帯電話の持込みを禁止しておらず、早急な対応が迫られている。また、各学校でより一層情報モラル教育の充実に取り組むことが求められている。

### ③ 情報モラル教育の取組み

平成20年7月25日付け文部科学省通知「児童生徒が利用する携帯電話等をめぐる問題への取組みの徹底について」には、学校における携帯電話の取扱いに関する方針の明確化と、児童生徒への指導を徹底する内容が含まれていた。

前述の平成21年1月30日付け通知では、小・中学校において携帯電話の持ち込みの禁止、例外的に持込みを認める場合は、通話・G P S機能のみの携帯電話を許可し、校内での使用禁止、登校後預かる等の学校での教育活動に支障がないよう配慮することが求められている。

#### ア 指導計画の作成と実際

平成20年3月28日公示の新学習指導要領では総則の「指導計画の作成に当たって配慮すべき事項」として情報モラル教育の徹底が示されている。

また、小学校の総則や道徳での扱いに加えて、中学校では社会科や技術・家庭科での扱いが明示され、学校として情報モラル教育に計画的に取り組むことが定められている。

本県の各学校における情報モラル指導計画の作成率は、全体で93%と高い数値を示している。

しかし、実際の取組みを見ると、計画的に指導している学校は未だ60%に留まっており、計画だけではなく、しっかりと実践することが大切である。（図17）。

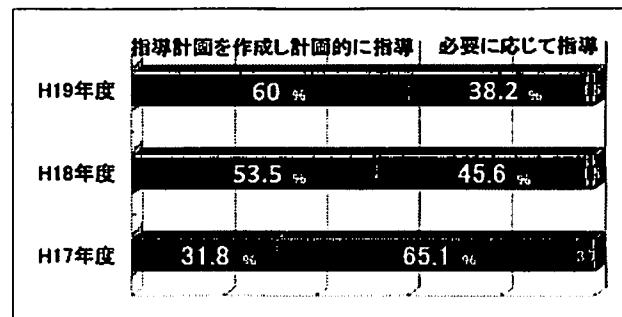


図17 情報モラル教育の取組み状況

各学校において、指導計画を作成し計画的に指導する割合は徐々に増加しているが、作成された指導計画が十分に生かされていないのが現状である。場当たり的、一回きりの指導ではなく、計画的に何度も指導を繰り返さなければならない。

#### イ 校内研修の実際

教員の情報モラルに関する指導力を高めるには、校内研修の充実が不可欠である。しかし、県内の学校では「研修計画はないが、必要に応じて情報を伝達した」が73.8%と圧倒的に多く、この傾向が4年間も続いている。

各学校においても、自校の実態に基づく計画的な校内研修が必要である。また、指導内容の具体化（ITに関する最新情報や共通理解）や効果的指導法、地域や家庭への必要な情報の発信について継続的に研修していくなければならない。

#### ウ 保護者へのはたらきかけ

情報モラル教育を進める上で、保護者との連携は最も大切である。各学校では、保護者会等で説明したり、文書を配付したりと、保護者へのはたらきかけを強めている。これらのはたらきかけについて「特にやっていない」と回答した学校は年々減少し、昨年度は19.5%であった（図18）。

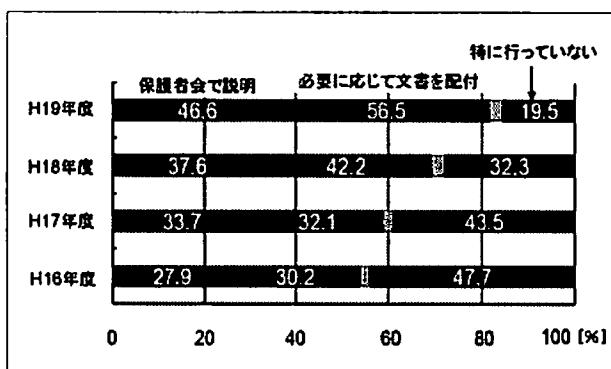


図18 保護者へのはたらきかけ

#### (3) 各種調査の公表

「携帯電話とインターネットに関する調査」及び「情報教育実態調査」から携帯電話の利用実態と問題点を分析した資料を、教育センターのWebページで公表し、各学校でダウンロードし活用できるようにした（<http://www.center.fks.ed.jp/18joho/moral/siryo.html>）。

## 2 認識事項・行動目標の確認とリーフレットの作成

### (1) 児童生徒・保護者・学校側の認識事項と行動目標

児童生徒と保護者、学校側の三者が互いに他人任せにせず全員で行動するために、三者が認識すべき事項と行動目標をマトリックスにまとめた。

### (2) 携帯Netリーフレットの作成と配付

認識すべき事項と行動目標のマトリックスを共有するためのリーフレットを作成した（図19）。

このリーフレットを夏季休業前に各学校へメールで配信し、各家庭に配付してもらい、生徒への指導事項及び家庭での使用ルールづくりとその実践を訴えた。

また、学校側には予防的指導の必要性や、リーフレットを活用した計画的指導、保護者への情報提供など保護者との連携の必要性を訴えた。

## 3 指導資料及び教材の作成と推進

### (1) 情報モラル指導法の確認

各種指導資料の作成を進めるに当たり、これまでの分析結果やリーフレットをもとに、情報モラルの指導法を次のように整理し直した。

#### ① 後追い型指導から予防的指導への転換

急速な携帯電話所持の増加に対し、後追い型指導では問題行動の増加は止められない。問題発生前から計画的指導を実践して、問題行動を未然に防がなければならない。

#### ② 小学校段階からすべての活動で計画的指導の実践

単にメディアの特徴や使い方を教えるのではなく、「相手の立場に立って考える」訓練を日常的に繰り返さなければ、モラルやマナーは身に付かない。意識的に繰り返し指導する取組みが求められている。

#### ③ 全員で繰り返し指導する体制づくり

情報モラル教育は「人格教育」である。教師が入れ替わり立ち替わり、様々な場面で指導を繰り返すことで、はじめて内容が児童生徒に伝わる。問題意識を共有し全員で繰り返し指導する体制こそが、問題の防止には有効である。

また、そのために必要な校内研修や事例研究を計画的に実践して行くことが大切である。

#### ④ 既存のWeb教材活用で効率的指導の実践

とはいえ学校での指導事項が増えて「情報モラ

ル」まで手が回らない現状がある。

We b 上には指導案からワークシートまで項目別に配置された優れた指導教材が準備されている。これらのWe b 教材を有効に活用し、時間をかけずに何度も指導することが大切である。

#### (5) 保護者への啓発活動の推進

本質的には携帯電話の問題は家庭の問題である。

保護者への情報提供を充実させ、学校との協力的な体制を作ることが求められている。

#### (2) 教員研修用スライドの作成と校内研修

これまでの分析結果をもとに、現状把握と後追い型指導から予防的指導への転換を図るために研修用スライドを作成した(図20)。

今年度、本教育センターで実施したすべての情報系講座で、このスライドを用いた講義を実施した。

### 携帯電話で今、何が起こっているか知っていますか ～子供たちの健全育成のために、現状を理解してみんなで行動しましょう！～福島県教育センター

#### 知つてもらいたい現状

- 子供たちが知るべきこと
  - ①携帯電話の向こうはインターネットの世界です。・些や不適切な会話がよく含まれます。・悪意を持ち未成年を利用したり傷つけたりする人々の存在を感じましょう。
  - ②携帯電話は、責任がどもなさいます。・裏口や人を盗つける窃込みは、名古屋市時として保護課に問われます。・相手に危険を感じさせる窃込みは、身外や暴力業務が吉野などあります。
  - ③窃込み主は必ず罰せられます。・携帯電話には個人識別番号、PCIにはIPアドレスがあり、窃盗が認めれば窃込み主は必ず罰されます。

- 保護者が認識すべきこと
  - ①携帯電話は世の中ではなく、インターネットの端末です。・保護者は子供との教養用携帯電話を与えますが、子供は主にインターネット端末として使用しています。
  - ②お子様にも、お子様にもなりえます。・携帯電話を所持する中学生2年生の1/8、高校1年生の1/5(男子は1/4)が有害サイトを閲覗しています。
  - ③携帯電話を所持する中学生2年生約1/8、高校1年生の約1/5が惡意あるメールや窃込みをしています。
  - ④インターネット上の不適切な情報は、子供の正常な人格形成を脅かし、子供の将来に影響を及ぼします。

- 学校が認識すべきこと
  - ①小中学生へ急速に携帯電話が入り込んでいます。・小学生の21.2%、中学2年生の95.8%、高校1年生の97.4%が携帯電話を所持しています。
  - ②中学校での携帯電話に関する生徒指導が急増しています。・携帯電話からのメールや添字版、プロフ等が問題化しています。・毎年、中学校は「問題がなかった学校」が前年より8%減少しました。
  - ③関東圏では携帯電話関連の問題が増加し対応に苦慮しています。・本県も増加傾向にあります。今を逃すと大変なことになります。

#### 今、しなければならないこと

- 子供たちがするべきこと
  - ①文字だけのコミュニケーションでは感動的にならぬよう意識しましょう！・メールや掲示板、ブログ・プロフは、特に感覚が疎遠感傷的窃込みをして見、気をつける必要があります。・相手は生身の人間であることを忘れず、思いやりの気持ちで接しましょう。
  - ②有害サイトへのアクセスは禁止です。・多くの民がありトラブルが起こります。・「出会い」へのアクセスは絶対禁止！・ネット上の出会い系は危険です。
  - ③携帯電話の使用規則を守りましょう！・メールより度々迷惑扱いされることです。
  - ④トラブルになったら、必ず親や先生に相談しましょう！

- 保護者がするべきこと
  - ①これからの方は、携帯電話が本当に必要かどうかお話し下さい。・携帯電話に対する面が弊害です。それでもたせるのが危険めしません。
  - ②購入する前に、家庭内で話し合い、使用ルールを決まりましょう。・学校への持ち込み、帰宅時は時間に間に、使用時間の設定や家庭室内でルールを定めて使ってください。
  - ③子供たちを守るフィルタリングサービスに必ず加入ください。・本人たちにその気がないとき、有害サイトへの見は至る所にあります。
  - ④プログ・プロフを開設しない場合、定期的に内容を確認ください。

- 学校がするべきこと
  - ①小学校の低学年から各教科等で、計画的に指導を始めましょう。・問題発生後の後追い指導よりも予防的指導の実感が大切です。・Web上の対策を試してみる。  
△「ネット社会の歩き方」。  
△「DOS/TURAI!」  
△「携帯モラルガイド2005」の活用等。  
②担当主任にせず、全員で協調して対応する体制を整えましょう。  
③保護者と直接連絡が取れ共に双方の学習を促進させましょう。  
・対応講義等については県教育センター内のカリキュラムセンターを活用してください。

#### お願いしたいこと

- フィルタリングサービスと迷惑メールの受信拒否設定について
 

子供たちに有害サイトへアクセスする意図はなくても、実際には民が張られ、有害サイトにアクセスしトラブルに遭遇しています。これを防ぐにはフィルタリングに加入し、アクセスを断つしかありません。・フィルタリングも改善が進み、音楽やゲームのダウンロードへの充電が無くなったり、子供の児童館等に合わせ、その接続先を選択できたりする段階になってきています。

また、2008年から「迷惑メールの受信拒否設定」ができるようになりました。この設定を行なうと有害情報への民や迷惑元を防ぐためダーメルから、子どもたちをすることができます。必ず設定してください。
- 学校との連携を密にお願いします
 

万が一、メールや掲示板、ブログ・プロフに特定の子供に対する訓誡中傷の言詬込みを見た場合は、すぐに学校に連絡して下さい。保護者と学校や警察が連携してプロバイダーに削除を求めるなど迅速な対応が必要です。定期的なエコチェック!自分の名前を検索エンジンで検索することも必要です。
- ※ プログ・プロフとは、インターネット上で決められた枠に入力するだけで簡単に作れるWebページのことです。
- ※ 子供たちの携帯電話やインターネット利用の現状に関する詳細については、裏面をご覧下さい。

図19 携帯Netリーフレット

#### (3) 指導事項の絞り込み

### 情報モラルの指導法

<b>①事例重視</b>	<b>②心情重視</b>
◆多くの事例を指導 ⇒ルールを考えさせる	◆実際に作業をさせて問題場面を引き起こさせる ◆ジレンマ状況が引き起こされやすい事例を提示して議論
多くの事例からルールを帰納的に学習させる	心情的にやってはいけないことに気づかせる
現在、最も多く実践されている指導法	時間が十分用意されている場合に非常に高い効果を示す指導法

#### 情報モラルの指導法

- ◆多くの事例を指導  
⇒ルールを考えさせる
- ◆場面別、状況別に多くの問題事例を提示

- ◆実際に作業をさせて問題場面を引き起こさせる
- ◆ジレンマ状況が引き起こされやすい事例を提示して議論

多くの事例からルールを帰納的に学習させる

心情的にやってはいけないことに気づかせる

現在、最も多く実践されている指導法

時間が十分用意されている場合に非常に高い効果を示す指導法

図20 教員研修用スライド (一部抜粋)

	児童生徒	保護者
認識事項	①ネット上の危険性を知る ②情報発信の責任を理解する ③匿名性の限界を知る ④誰かがいるときに必ず相談する	①インターネット端末の認識を持つ ②有害サイト閲覗の実態を理解する ③Web上の不適切な情報との接觸による人格形成への影響を知る
行動目標	①有害サイトへはアクセスしない ②感情的書込みは絶対しない ③5分以内返信を止め使用抑制 ④トラブルになったら、必ず大人(保護者や先生)に相談する	①影を知った上で購入を検討する ②家庭でルールを決定し実践する ③フィルタリングサービスや迷惑メールの受信拒否設定を徹底する ④プログやプロフの内容について定期的に確認する(携帯電話から検索)
標準	⑤有害サイトへの接続を防ぐフィルタリングサービスを解除させない ⑥迷惑メール受信拒否設定で有害サイトや不快なメールを排除 ⑦着メロが鳴らなくなり、喜び込むなどの子供の変化を見逃さない ⑧学校との連携を密にし、インターネット上のトラブルへ対応する	

図21 指導事項のマトリックス

携帯電話に関する諸問題の把握と情報モラル指導を徹底させるために、三者のマトリックスの内容を精選して、児童生徒と保護者の認識事項と行動目標として絞り込み、情報モラル指導資料の作成に生かした（図21）。

#### （4）情報モラル指導資料の作成と活用

本チームのこれまでの取組みをもとに、教員、保護者、児童生徒が理解し行動するためのプレゼンテーションと、指導内容を説明したノートからなる指導資料を作成した。

これらは教師の校内研修用、教師による保護者説明用、小学生用・中学生用・高校生用の5種類の資料から構成されており、本センターのWebからダウンロードし活用できる。（Ⅱ2(3)のURL参照）

各指導資料の対象に応じた内容構成になっており、インターネット利用の危険性、メール等の文字コミュニケーションの特性、情報発信に伴う危険性と責任、トラブルの防止法や対処法については、どの資料でも詳しく解説した。

各学校では、教員研修用資料を活用して校内研修を行い、教員が情報モラルの現状と対応法を把握する。次に、小・中・高生用の指導資料を使って、児童生徒へ指導を徹底することを依頼した。

また、保護者啓発用資料を活用し必要な情報を保護者に発信し、協力体制を高めることも依頼した。

#### ① 教員研修用スライド

携帯電話に関する問題は喫緊の課題である。このため、具体的な対応策や情報モラルの指導法のポイントが理解できるスライドの構成とした（図22）。

出会い系サイト規正法 第4条（保護者の責務）  
児童の保護者は、児童によるインターネット異性紹介事業（出会い系サイト）の利用を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。↓ …2003年9月施行

出会い系アダルトサービス導入の徹底を！  
～子どもたちをネット上の危険な誘惑から守るために～

●無効で有害サイトへの接続を遮断して、安全性を高めます。

Docomo モードフィルタ+「時間制限」（22時～6時まで非接続）  
メニュー→電話→各種電話→手帳→ログイン→各種手帳→オプション

au ニューブラウザ→EZ安心アクセスサービス×「接続先既定のカテゴリ制限」  
メニュー→auお客様サポート→専用変更→オプションサービス

SoftBank 「ウェブ利用制限」+「Yahoo!キッズ」  
メニュー→設定→各種変更手帳→変更手帳→オプションサービス選択

●何れも設定・解除には契約時の暗証番号が必要。子どもに知られ、解除されぬよう暗証番号の適正な管理が必要。  
PCはhttp://intersafe.jp/personal/index.html、各社Webを参照

図22 教員研修用スライド（一部抜粋）

#### ② 保護者啓発用スライド

教員研修用とはほぼ同内容のスライド構成であるが、保護者が子どもたちを取り巻く携帯電話の世界を認識した上で、購入や使用に関しての家庭内のルール作りの重要性と保護者の責任を再確認できる構成とした（図23）。

個人情報を書き込まない

2003/11/1

当選おめでとうございます。  
あなたは本当に幸運ですね。  
次の当選者情報を入力して下さい。

○当選者情報  
氏名  
〒  
住所  
誕生日 平成 年 月 日  
メールアドレス

ウマイ話は絶対にない  
アクセスせずに、すぐ削除

一方的な迷惑メール  
○懸賞や優待.占いをかたり  
ハイパーアリンクからサイトへ  
「クリック」  
個人情報を入力する  
○物欲や占いへの興味から  
個人情報を入力する  
個人情報転売  
○架空請求メールが急増  
○出会い系サイトへの登録  
で不倫快なメールが急増  
○メールや掲示板への悪戯  
○噂が噂を呼びついじめへ

図23 保護者啓発用スライド（一部抜粋）

#### ③ 児童生徒指導用スライド

##### ア 小学生用指導資料

小学生が携帯電話やインターネットを活用する上で、身に付けるべき内容を「9つの約束」という形で整理した。それぞれ、事例編と解説編に分かれしており、事例編で内容を具体化させたのち、解説編で児童に考えさせる構成とした（図24）。

1.ホームページやけいじ板に、友だちの悪口を書いたり、いたずら書きをしてはいけません！

どうして？

もしも、自分の悪口や、自分が作ったホームページにいたずら書きが書いてあるのを見たしたら、きっとイヤな気持ちになるよね。自分がされてイヤなことは、他の人にとってもイヤなことだからだよ。

書き方によっては、悪口のつもりじゃないのに、悪口のように受け取られてしまうこともあるので気をつけよう。

どうしたらいいの？

・自分がされてイヤなことは、やらないようにしよう。  
・ホームページやけいじ板に書きこんだり、メールを送信するときは、わかりやすい、ていねいな言葉で書くようにこころがけよう。

図24 小学生指導用スライド（一部抜粋）

##### イ 中学生用指導資料

携帯電話の接続先はインターネットの世界であることを認識させた上で、安易な利用が様々な問題に発展していくことを理解させる。モラルやマナーだ

けでなく、法的な問題も考えさせる構成とした(図25)。

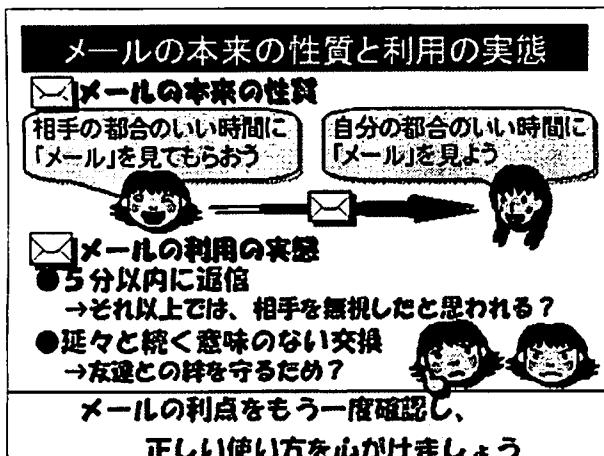


図25 中学生指導用スライド（一部抜粋）

#### ウ 高校生用指導資料

中学生用を更に進めて安易な書き込みが、どのような問題に発展し、どんな罪に問われるかを中心に理解させる構成とした(図26)。高校生には法的責任についても徹底させ、携帯電話の適正な使用へつなげたい。

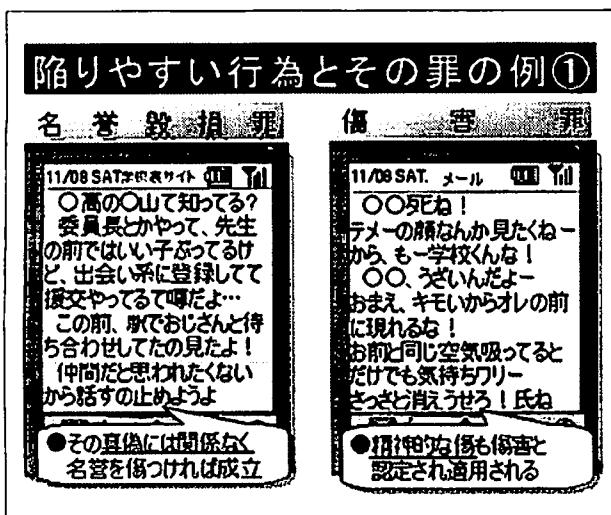


図26 高校生指導用スライド（一部抜粋）

### III 実践のまとめ

#### 1 成果

(1) 各調査の分析結果をもとに児童生徒、保護者、学校側それぞれの認識事項と行動目標を明確化し、リーフレットを作成した。

また、これを県内すべての小・中・高等学校にメール配信することにより、携帯電話に関する問題の発生件数の多い夏休み前の予防的な指導につなぐことができた。

(2) 各学校で活用できるよう校種別の指導資料を作成し、Web上で公開した。校内研修で活用することで、現行の一部の担当者による情報モラル指導から、すべての教員が自分が担当する教科等で必要に応じ、繰り返し指導していく体制への転換が期待される。

#### 2 課題

(1) 保護者啓発資料を活用することにより、保護者に対して学校の役割と家庭の責任を明確に伝えることができる。

今後は、作成した資料や教材の学校現場での活用状況や効果を確かめる必要がある。学校現場からの要望を吸い上げフィードバックすることで、より効果的な指導ができるよう教材等の改善が必要である。

(2) 情報モラル関連の問題は変化が早い。インターネットで起こる様々な問題をモニタリングして、変化に対応し、適切な情報を提供し続ける必要がある。

#### 〈引用・参考文献〉

- 1) すべての先生のための「情報モラル」  
指導実践キックオフガイド

(日本教育工学振興会 2007年)

- 2) 出会い系サイトに関連した犯罪防止リーフレット  
あぶない！出会い系サイト

<http://www.npa.go.jp/cyber/deai/index.html>

(警察庁 2008年)

- 3) 学校裏サイト 下田博次 著  
(東洋経済新報社 2008年)

- 4) 「学校裏サイト」からわが子を守る！  
安川雅史 著  
(中経出版 2008年)